

別記様式第20号 廃止の理由等

県営会富地区土地改良事業（区画整理）廃止の理由等

1 廃止の理由

（1）廃止しようとする事業の概要

①事業の目的

会富地区は熊本市の西部（旧飽田町）に位置し、国道501号及び二級河川千間江湖川と二級河川除川に囲まれた平坦な水田地帯である。

本地区の農地基盤は概ね10a程度の区画が大半を占めており、道路の多くは2~3mと狭幅かつ未舗装で、農産物や生産資材の搬入搬出に支障を来している。また、用排水路が兼用の土水路のため、法面崩壊等により水路に多大な支障を来しているとともに、かんがい時期の地下水上升による影響で農地の汎用化が進んでいない。

このため、本事業においては、農地の基盤整備を行うことによる農業生産性の向上や営農経費の節減等を図る予定であった。

②地域の所在

熊本県熊本市南区会富町

③地積

（単位：ha）

地 目 市町村名	現 況					計 画				
	田	畠	道水路	その他	計	田	畠	道水路	その他	計
熊本市	52.8		5.6		58.4	48.5		9.9		58.4

④事業別面積

全体地区面積 A=58.4ha

区画整理 A=48.5ha

⑤工事計画 平成27年度 着手 ~ 令和3年度 完了

(2) 廃止の理由

本地区は、区画整理により農地の集団化、農業の機械化を進め、担い手農家への集積を図ることで安定的な農業生産が見込まれるとして、平成27年度（2015年度）に事業に着手した。

しかし、換地計画原案の合意を得ることができず、事業申請人らが事業反対者への説得及び地元農家との調整を重ね、代替立案も検討したが、課題解決の見込みが立たないことに加え、地元農家の事業推進の意欲も低下していることなどもあり、熊本市、土地改良区及び事業申請人らが協議して、事業を廃止することで合意に至ったもの。

2 廃止しようとする事業の処理に関する事項

(1) 土地改良財産の処理に関する事項

本地区は、工事費による施工及び用地補償費による用地買収を実施していないことから、造成した土地改良施設及び取得した土地等の財産はない。

(2) その他の処理に関する事項

なし

3 その他の必要な事項

事業の廃止は、熊本市、土地改良区、事業申請人及び地元農家の合意によるもの。